

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年2月6日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ████████ 外1件

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 滑川市長 水野 達夫 外3件

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、山田 義明委員、石原 忠則委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第32号1番について朗読及び説明)
申請地は ████████ 番、田です。
申請理由につきましては、譲渡人は ████████ に居住しており、今後も滑
川市に戻ってきて耕作する見込みがないことから、かねてより所有を手放
したいと考えており、譲受人を探していたところ、隣接農地の所有者が申
請地を取得し、今後水稻を作付けしていくことで話がまとまったため所有
権を移転するものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 譲受人のところへ行き確認してきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では事務局、次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第32号2番について朗読及び説明)
申請地は ████████ 番、田です。
申請理由につきましては、譲渡人は ████████ に居住しており、今後も滑川
市に戻ってきて耕作する見込みがないことから、かねてより所有を手放し
たいと考えており、譲受人を探していたところ、隣接農地の所有者が申
請地を取得し、今後水稻を作付けしていくことで話がまとまったため所有
権を移転するものです。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 譲受人に会い、話を聞いてきましたが、事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。
では、進行を会長にお返しします。

会長 続きまして、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第33号1番について朗読及び説明)
申請地は、県道堀江魚津線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存地である■■■■小学校の敷地面積の2分の1を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。
転用理由は、駐車場です。
■■■■小学校は児童数51名に対し、駐車可能台数が18台しかなく、運動会や学習参観の時などは長時間に渡る路上駐車が常態化しており問題となっていました。
今回、これらの問題を解消するため、申請地に61台分の駐車場を整備することを計画したものです。
隣接地との境界はコンクリート施工し、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する排水溝を介し、既存の隣接道路側溝へ放流します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 先月、東川推進委員と譲渡人のところへ行き、話を聞いてきました。この件に関しては地元からの要望もあり、特に問題ないと思います。

東川推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では事務局、次の説明をお願いします。

事務局 (議案第33号2番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山滑川魚津線と市道上小泉町内13号線に面する農地です。
申請地は、用途地域内(準工業地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、貸店舗敷地です。
申請者は、市内で不動産業を営んでおり、この度、貸店舗敷地の候補地を探していたところ、申請地が県道と市道に隣接し交通の便が良いことから適地と判断し、庭木類の販売を想定した貸店舗敷地として整備することを計画し、申請されたものです。なお、申請地には古い作業小屋が建っていますが、こちらは撤去するとのこと。
隣接地との境界は全てコンクリート施工されているため、土砂の流出は想定していません。雨水は、隣接道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 譲渡人のところへ行って話を聞いてきましたが、農地を手放したいということでした。そのほか事務局の説明のとおりであり、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理 では事務局、次の説明をお願いします。

事務局 (議案第33号3番について朗読及び説明)
申請地は、市道上小泉西部区画2号線と上小泉西部区画6号線に面する農地です。
申請地は、用途地域内(第2種中高層住居専用地域)の農地であることか

ら、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、一般住宅敷地です。

申請者は市内のアパートに居住しており、この度、妻が生まれ育った滑川市内に住居を構えることを計画し、現住居周辺で候補地を探していたところ、申請地が教育施設や商業施設に近く、生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、今回申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、前面及び側面側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 先日、譲渡人のところへ行ってきましたが、事務局の説明のとおりでした。今回の申請地の隣接地は前回転用申請があり、許可が出ているところ
です。土地区画整理区域内でもあり、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理 では事務局、次の説明をお願いします。

事務局 (議案第33号4番について朗読及び説明)
申請地は、市道有金上島線に面する農地です。
申請地は、おおむね500m以内に■■■小学校、■■■地区公民館、■■■
■■■認定こども園があり、水道・下水管が埋設された幅員4m以上の道路に
面した農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考え
られます。

転用理由は、注文住宅分譲地です。

申請者は、市内で不動産業を営んでおり、この度、市内で分譲地の候補地を探していたところ、申請地が交通の便が良く、保育園、小学校、商業施設等からも近く生活環境に優れていることから適地と判断され、4区画の分譲地として整備することを計画し、申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する側溝から集水桝を介し既設排水溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 先日譲渡人のところへ行き確認してきました。図面のとおり、周りはず
でに住宅化されており、農地の有効利用ということで、特に問題ないと思
います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会長 続きまして、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の規定により、6ページのとおり市が策定した農
用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
7ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手39件、借り手12件
で、面積合計は217,999㎡です。うち、貸し手2件が新規設定になります。
詳細は、8～15ページに記載のとおりです。

16ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況にな
ります。貸し手3、借り手は中間管理機構の1件、面積合計45,191㎡です。
詳細は、17ページに記載されています。18ページは参考資料になりますが、耕作者は■■■■■■■■■■
です。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 25 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員